

第 11 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 11 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成 21 年 7 月 2 日（木）15：00～17：00

会場：農林水産省 第 2 特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 農業関係事項の整理（担い手・農地）
3. 意見交換
4. 宮城県登米市での現地調査について（報告）
5. 農政改革特命チームの検討経過と検討状況について（報告）
6. 閉 会

午後 3時00分 開会

○鈴木部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の第11回の企画部会を開催いたします。

皆様、本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の出欠状況でございますが、岡本委員、榎野委員、古口委員、櫻井委員、玉沖委員、吉川委員が所用によりご欠席されております。また、森野委員は5分ほど遅れて来られます。出席委員は、私を含めまして、森野委員がお見えになって8名ということでございます。

なお、本日の企画部会も公開されておまして、一般公募や報道関係の傍聴の方々が40名ほどお見えになっております。

本日の会議は17時までを予定しておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、カメラの方はここで退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○鈴木部会長 では、議事に入りたいと思います。

前回は、農業関係事項のうちの生産施策について議論を深めていただきましたが、今回は農業関係事項のうちの担い手と農地について議論を深めていただきたいと思います。

まず最初に事務局から資料を説明していただきまして、それを踏まえまして委員の皆様方にご議論いただきたいと思います。

では、まず大臣官房参事官から説明をお願いします。

○大臣官房参事官 大臣官房参事官の大浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の1の説明の前に、配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。まずは議事次第と委員の名簿、それから資料の1、2、資料3は3-1、2、3とございます。そして資料の4も1と2とございます。そして資料の5と、以上が本日の配付資料でございますが、その他にも農地法等の一部を改正する法律の概要と、それから、すぐろくの資料を配付させていただいております。

以上でございます。

それでは、資料1「農業の持続的発展に関する施策の整理（その2）」に基づきまして、担い手・農地に関する施策の課題の整理をさせていただきたいと思います。

お開けいただきまして目次でございます。今回の資料は2章立て構成でございます、I章は担い手、II章は農地等に関する課題を整理してございます。ご覧いただいておりますのとおり、今回は現状ですとか参考として掲げている資料が幾つか含まれております。これは、担い手や農地といった経営構造政策に関する分野につきましては、これまでこの企画部会におきまして体系立った議論が行われていなかったことと、それから、この分野がやや専門的な議論を伴わざるを得ないことなどに配慮して工夫させていただいているものでございます。資料全体もさることながら、これらのページにつきましては特に飛ばしてご説明させていただきますので、その旨ご了承願いたいと思います。

それでは、資料の2ページでございます。

担い手をめぐる現状です。左の上のほうに基幹的農業従事者の年齢構成ということで、折れ線グラフの山型がただ右に動くだけ、すなわち高齢化が進行しているということを示してございます。そして、その下でございます。平均経営規模の推移ということで、水稲などの土地利用型作物の規模拡大が進んでいないということを示しているものでございます。そして右側でございますが、農業構造の展望の進捗状況ということで、農業構造の改善に遅れが見られるといったことを示してございます。

こうした中で、上の箱の2つ目の丸でございます。担い手につきましては、参入を促すですとか、経営発展を後押しするですとか、経営の安定・継続を確保するという面から支援を強化していく必要があるということでございます。この点につきましては、後のI章で詳しく説明申し上げます。

次に3ページでございます。

農地をめぐる、この現状整理でございます。左の上のほうに農地面積の推移が示されてございまして、農地面積は減少傾向にあります。その下は耕作放棄地面積の推移でございます。耕作放棄地面積は増加傾向にあるということでございます。右のほうは平成27年時点における農地面積の見込みと現状といった資料などもお示ししてございます。

そして、上の箱の3つ目の丸でございますけれども、こうした農地の減少なり耕作放棄地の増加等が進む中で、今般成立した「平成の農地改革」関連法により、優良農地を確保するとともに、農地貸借の規制の見直しにより有効活用を図ることとしたところでございます。この点につきましては、担い手の問題も同様でございますが、この後の資料で何度か出てきますので、その都度ご紹介を申し上げます。

4ページ目がI章、担い手の育成・確保についてでございます。

5 ページからは、右肩にナンバリングしてございますけれども、担い手の参入を促す施策のシリーズ①ということで、多様な担い手の参入の促進でございます。

左の上に、この 15 年間で主業農家は半減ということを示してございます。主業農家といった用語の解説は、この資料の最後のページに掲げてございますので、ご参考にしていただければと思います。その右では、認定農業者の数や集落営農の数も近年頭打ちの傾向が見られるといったことを書いてございます。

そこで上の箱でございますけれども、このように担い手の不足が進行している地域が増加していることを踏まえまして、今般成立した「平成の農地改革」関連法によって、農地貸借の規制や農業生産法人の出資規制を見直して、多様な経営体の参入を促進するとしたところでございます。今後はこのような成果を活用していく必要があるということで、右の下に、その見直しの内容を紹介してございます。

次が 6 ページでございます。

新規就農者に対する支援でございます。このペースでお話しして大体 25 分前後かかりますので、もし速過ぎるようでしたら、お止めいただければと思います。

左上の表は、新規就農者・雇用就農者の動向でございます。新規就農青年（39 歳以下）の数が近年の伸び悩みから減少傾向で推移しているということでございますが、一方で、この同じ表の雇用就農者のところは、比較的新しいデータしかありませんけれども、増えてきているということが示されてございます。その下の表で、農業経営の開始に当たり苦労した事項がございます。営農技術の習得ですとか農地の確保、資金の確保、これらに非常に苦労したという割合が高くなっているということでございます。右のほうには新規参入の場合の経営負担として初期投資の額などが示されてございます。これらの問題は新規参入した場合の話でございます。

そこで、上の箱の 3 つ目の丸でございます。こうした中で、近年、農業法人等に雇用される形での就農が増加しておりますが、これは営農開始時のリスクや負担が少ない就農形態であり、新規就農者の確保に向けて円滑に雇用就農するための支援を強化していくことが必要ということで、次のページに雇用就農促進のための支援策のメニューを紹介してございます。

参考として 7 ページに掲げてございますが、上の丸にありますように、農業法人に雇用される形での就農、これが今後は新規就農の促進に係る有用なルートと位置付けていくということでございます。

8 ページからは担い手の経営発展を後押しする施策のシリーズの①でございます。

認定農業者、集落営農の育成ということで、左の下に認定農業者制度の仕組みを紹介してございます。農業者の方に農業経営改善計画を作っていただきます。これは5年後の目標と、その達成のための取組内容を書いていただくものでございます。これを市町村に申請して、市町村長が認定すれば認定農業者になって各種の支援を受けられると、こういう仕組みでございます。右にまいりまして、認定農業者がいる販売農家の販売金額ということでございます。3,000 万以上の販売金額が大きい農家が徐々に増加してきている。平成 12 年の 10.2 %から、17 年には 12 %にふえてきていて絶対数も増加しているということが示されておりますが、同様に、この同じ資料の左側に、農産物販売金額が小さい農家も依然として大きいということで、約4分の1を占めているという実態が示されてございます。その中でも、その下の表で、特に稲作経営において 500 万円未満が多いということでございます。

そこで、上の箱の4つ目の丸でございます。対応方法といたしまして、認定農業者や集落営農の経営改善の状況や課題を的確に把握して、地域の実情や組織の経営実態を踏まえた、きめ細やかな取組を展開していくことが必要ということでございます。

次の9ページに、参考といたしまして、担い手の育成・確保のための支援施策、そのメニューの概要をお示ししてございます。

10 ページは兼業農家の位置付けでございます。これは、その下のほうの図にございますように、収入構成や兼業先の実態から見て、現に農業所得への依存度が高い方々、これは横軸の方々でございますが、今後とも一定程度農業所得に依存する意向の強い方から、それから農外所得への依存度が高い方、これは縦軸の方ですけれども、今後、場合によっては農作業の委託や農地の貸し出し等により農業依存度をさらに低下させていく意向の方まで存在されるということでございますので、なかなか一律的な位置付けを行うことは難しかりょうということでございまして、今後、農業経営の実態や意向に即して施策を用意していくことが必要というように整理してございます。

11 ページでございます。

担い手に対する農地の面的集積の促進でございます。左に写真がございまして、農地の分散化の事例でございまして、1人の認定農業者の方が70にも及ぶ団地を保有している分散化の実態が示されてございます。

そこで、その上の箱の1番目の丸でございますけれども、片仮名でアとイと書いてござ

います。この分散が改められない理由につきましては、ア、イにありますように出し手なり受け手、それぞれの側からの要因が考えられるということでございます。このため、右の下に農地の面的集積を促進する施策の例と掲げてございます。「平成の農地改革」による農地の面的集積の促進、それから、それに関連する予算措置ということを今年度の補正で3,000億円措置させていただきましたので、このような施策を通じて現場での推進体制を整備することなどによって、農地の面的集積に全力を挙げて取り組むことが必要ということを整理してございます。

12 ページは、経営体の資金調達の円滑化についてでございます。

下の円グラフにありますように、農業経営向けの融資、これは総額 2.2 兆円ですけれども、制度資金が約 7 割を占めておりまして、原資別に見ると農協系統が 6 割、公庫資金が 4 割ということになってございます。また、公庫資金の委託貸しを含めまして農協系統が窓口となっているものは約 8 割を占めるという実態でございます。また、その下のほうに表がございまして、農協系統の貯貸率が低いという実態も示されてございます。こうした実態を踏まえた上で、制度資金や農協系統を初めとする民間金融による農業者への資金融通の円滑化を推進することが必要ということで、右の 2 つの箱にそれぞれの課題が掲げられてございます。

13 ページにまいりまして、経営の複合化・多角化の取組の促進でございます。

左側に経営の複合化の状況が示されてございます。複合経営というのは、幾つかの作物を組み合わせた農業経営を行うこととございますが、その割合が 47 %から 56 %に増えているということでございます。それから、右は経営の多角化の状況でございます。これは販売とか加工とか、農業生産以外に取り組むということとございます。農業法人において、その意向や割合が大きいということが示されてございます。

上の箱にありますように、こうした経営の複合化・多角化は、経営発展を図る上で重要でありますので、新規作物導入とか商品開発、販路拡大等の実証支援や技術支援等により、これらの取組をさらに後押ししていくことが必要でございます。

次の 14 ページは、多様な連携を生かした新たな経営への支援でございます。上の箱にございますように、農業者が農業経営の改善を図るためには、農産物の販売・流通・加工の関係者との連携の強化及びその他の幅広い事業者等との連携軸の構築を進めることも必要でございます。このため、地域レベルで実践的な連携活動を推進することができるノウハウ等を有する人材の確保や、ノウハウ等に関する情報やデータの蓄積などを含め、支援の

在り方を検討することが必要ということで、下に多様な連携の例をお示ししてございます。

15 ページにまいりまして、担い手に関する新たな取組の促進でございます。

これは、今までご説明いたしました認定農業者制度などの他に、近年では①にありますように大規模・複合・多角化、それから他業種との連携等により経営を高度化する法人が出現する。その一方で②にありますように、収入よりも農地・水などの地域資源の保全管理、農業生産活動の継続が優先課題とされる法人も現れているところでございます。このため、このような方に対する政策上の位置付けや支援の在り方なども検討していくことが必要ということで、その下にそれぞれの事例が示されているところでございます。

16 ページからは担い手の経営の安定・継続を確保する施策のシリーズ①でございます。

水田・畑作経営所得安定対策ということで、これは、米・麦・大豆等の収入減少に伴う影響を緩和する措置と、麦・大豆等の輸入品との生産条件の不利を補正する措置のことでございます。左の上のほうの表でございますが、これにつきましては、加入経営体の平均面積は北海道では 24 ヘクタール、都府県では 8 ヘクタールと、土地利用型作物を主とする販売農家や認定農業者に比べて大きいという実態がございます。また、その下の表にありますように、19 年産から継続して加入している経営体の経営面積は、北海道、都府県とも拡大しているところでございます。さらに、今後の対策も、主な意見ということがこの右の下の箱の中に囲ってございます。収入減少影響緩和対策につきましては、おおむね 19 年産の減収分をカバーできたとかという意見もある一方で、減収分をカバーできなかったというご意見もあるわけでございます。また、生産条件不利補正対策につきましても、経営計画が立てやすかったという方もおられれば、成績払いの割合が低いために、必ずしも品質・収量の向上が促されるわけではないという声も上がっているところでございます。

以上をまとめますと、上の箱の 4 つある丸のうちの 4 つ目でございます。本対策は、導入 3 年目を迎え、相当程度定着が図られてきている中で、今後ともできる限り現場の声に耳を傾けながら、きめ細やかに制度を運営していくよう努めていくことが必要と整理してございます。

次の 17 ページは、今申し上げた収入減少影響緩和対策の現行制度の仕組みを示したものでございますので、ご参考にしていただければと思います。

18 ページは経営品目別の経営安定対策でございます。

先ほど申し上げましたものは、米・麦・大豆等についてのものですが、野菜や畜産等におきましても米などと似たような、しかしながらそれぞれの品目毎の特性を踏ま

えた経営安定対策が講じられているところでございます。以下にそれぞれの仕組みや課題等を整理してございます。

野菜につきましては、加工・業務用を含めた消費者実需者ニーズの変化とか、多様化に柔軟に対応できる野菜産地の育成というのが課題でありますし、また畜産につきましては、保険設計に基づく安定的な仕組みとする観点から検討していくことが必要ということ整理してございます。

そして、次がその他の経営リスク緩和措置ということでございまして、これにつきましては、左の図にありますように、自然災害、病虫害、鳥獣害などの農業災害に対応するための農業共済制度というものがございます。これに加えまして、その右にございますように経営の維持・安定を図るための長期運転資金、農林漁業セーフティ資金というものでございますが、これも用意されているところでございます。これらの経営リスク緩和措置につきましては、今後ともその運用実態を踏まえつつ適切に推進していくことが必要ということでございます。

20 ページは、女性の役割と活動支援ということでございます。

上の箱の3つある丸の1番目です。女性は農業就業人工の過半を占めるなど、非常に頑張っておられるわけでございます。2つ目の丸ですが、その一方で認定農業者に占める女性の割合は3.3%にすぎない。このように、農業経営に参画する女性は依然少ないという実態がございまして。このため、認定農業者制度や家族経営協定の一層の活用を通じて女性の主体的な経営参画を加速することが必要ではないかということでございます。3つ目の丸にありますように、また、女性の地域社会への参画の状況も依然として低い数字にとどまっていますので、農業委員や農協役員への女性の参画、登用も積極的に進めていただきたいということを書いてございます。

21 ページが高齢者の役割と活動支援でございます。

左下の図でございますが、高齢者に望む次世代の人たちの支援のための活動ということで青い棒グラフが示されてございます。新規就農者への相談役になっていただきたいとか、あるいは農業技術の伝道師になっていただきたいとか、このような役割が高齢者に期待されているという、その期待が高いわけでございます。そこで、右にありますように、農山漁村における高齢者関係施策といたしまして、高齢者の持つ知識・技術の活用のための支援ですとか、その隣にあります高齢者への生活支援、福祉の取組の推進といったものも組み合わせながら、高齢者の方々が農村で活躍できるための環境整備に努めていくことが重

要ではないかということで事例をお示ししているところでございます。

以上が担い手の話でございまして、22 ページからはローマ数字のⅡ番目の優良農地の確保と生産基盤の整備についてでございます。

23 ページは転用規制の厳格化の話であります。

左の上の図にございますように、近年、転用面積は減少傾向であります。毎年2万ヘクタール弱で推移しているということで、その中で農用地区域からの転用も約16%を占めているという状況があります。一方で、その右の表にございますように、違反転用につきましては毎年約8,000件前後発生しているという状況にあります。

上の箱の2つ目の丸でございますが、この背景には、①といたしまして、現行では転用許可が不要となっている公共施設の転用が契機となって、無秩序な開墾を誘発してしまうとか、②でございますが、現行の違反転用に対する罰金額が小さいために抑止力が十分でないといったようなことが挙げられます。このために、これらの課題に対応いたしました「平成の農地改革」によって、農地転用規制の厳格化及び運用の適正化を通じて優良農地の確保を実効あるものにしていくことが必要であると整理してございます。

24 ページが現行の農地法における農地転用許可制度の仕組みを示したものでございますので、ご参考にしていただければと思います。

25 ページが耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取組ということでございます。

左の上に耕作放棄地の発生要因ということで、高齢化なり労働力不足を挙げる割合が高くなっているわけでございます。その下の表に耕作放棄地の所有者別割合がございまして、土地持ち農家の割合が4割を超えているという現状がございまして、これらを踏まえ、耕作放棄地の解消に向けた取組といたしまして、農地制度の見直しと併せて再生利用の取組に対する支援を実施すること、そして水田フル活用や面的集積に向けた関連施策等を活用することが重要ということが右で整理されてございます。

その上の箱の2つ目の丸ですが、特に現状では耕作できないが、一定の手当てを行うことにより耕作可能になると見込まれるものにつきましては、平成23年度を目途に農用地区域を中心におおむね10万ヘクタールの再生利用を目指すとされておりまして、このことについては農林水産省は既に発表済みでございます。

次ページには、耕作放棄地対策に係る法的措置と予算措置といたしまして、現在までに措置済みの施策を参考までに整理してございます。この措置済みの施策は、左側が法的措置ということで、右側が予算措置でございます。これらに加えまして、どのような具体策

を講じていく必要があるかということについて現在検討中ということでございます。

27 ページからは基盤整備についてでございます。

生産基盤の整備は、農地の生産性の向上や担い手の作物選択の幅の拡大に資するものということで、このページの下に幾つかデータなり事例をご紹介します。

特に上の箱の2つ目の丸ですけれども、麦や大豆の生産振興に当たっては、生産コストの低減や品質の向上なり作付の団地化等を図っていくことが課題でございます。このため、排水条件の改善を図る機動的な整備や、地下かんがいシステムの新たな技術の導入ということで、このすぐ下に、暗渠排水と地下かんがいを両立した地下水制御システムで田畑輪換が自在に可能だという事例も紹介しているところでございます。これらを活用して生産振興策と連動した基盤整備を進めていくことが必要ということでございます。

28 ページは、基盤整備を契機とした担い手育成と農地の利用集積ということでございます。このページの左半分は、圃場の大区画化を行う基盤整備によって生産性の向上や農地の利用集積が実現している例が示されております。一方で、右下の図にありますように、水稻収穫量の上位10件の約半数は全国平均の整備率を下回るなど、水田の整備が進んでいない地域が相当存在するということをお示ししてございます。

そして、上の箱の4つ目の丸ですけれども、このため、こうした地域において水田整備を重点的に進めていくことが重要であるが、その際、担い手への農地の面的集積に向けた取組をソフト、ハード両面で一体的に支援して、基盤整備を契機とした水田農業の構造改革を推進していくことが必要ということを整理してございます。

29 ページは、農業水利施設についてでございます。

左の図、赤い棒グラフにありますように、これまでに整備されてきた水利施設の多くは耐用年数を超過しつつあります。こうした施設の長寿命化などを図ることが必要でございます。このために、右の図に示されておりますようにライフサイクルコスト、これは建設、維持管理等にかかわるすべてのコストでございますけれども、この低減を図る手法でありますストックマネジメントの考え方によって、農業水利施設の保全・更新をより効率的・計画的に推進することが重要であります。ストックマネジメントのより詳しい説明は、この本文の下の文章をご参照いただきたいと思います。

最後は30 ページ、豊かな田園環境の再生・創造と、それらに資する基盤整備にも取り組む必要があるということでございます。

左の下に環境創造型の基盤整備ということで4つほど紹介してございます。水田魚道の

設置ということで、排水路からドジョウが移動できるような魚道をつくるとか、生態系保全型水路等の整備ということで、カエルなどが脱出できるスロープなどを組み合わせるとか、水田ビオトープの設置ということでコウノトリのエサとなるドジョウなどが生息できる環境を整備するとか、このようなことにも配慮しながら基盤整備を進めていくことが現在では重要であるということでございます。そして右上のほうでは、農業用水路の落差を利用した小水力発電についても、環境への負荷が少ない循環型社会への実現や農村環境の保全の観点から取り組むことが重要ということが書いてございます。そして、右の下ですけども、農家・住民との連携・協働による整備の実施等によって、コストの縮減なり地域活性化に寄与する取組も進めていくことが必要と整理してございます。

若干長くなって恐縮ですが、資料の説明は以上でございます。あとの3ページは参考資料でございますので、説明は省略させていただきます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから意見交換に入りたいと思います。議論の進め方につきましては、いつものように三、四人の委員からご発言いただいた後に、事務局から適宜回答をいただくという形で進めさせていただきたいと思います。委員の間でも、ご発言について異論があったり、いろいろ意見の違う点がございましたら、委員間の意見の交換もできる限り自由にやっていただきたいと思います。その辺りは適宜ご発言、挙手いただければと思います。

それでは、どなたからでも構いませんので、ご意見、ご質問、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

茂木委員、お願いします。

○茂木委員 全中の茂木でございます。

ただいま農業関係事項の整理ということでお話を聞かせていただいたところでございますが、私は、担い手、それから農地の対策に関する我々の取組ということで若干述べさせていただきます。

まず、担い手・農地対策の取組方針の策定の推進でございますが、先日成立をいたしました農地法関連法案は、私どもの国の農地を最大限かつ効率的に活用することを基本に考えられておりまして、一応の評価をしたいと思っておるところでございます。しかしながら、担い手・農地対策に関するあるJAの組合員調査によりますと、規模拡大の意向を持つ組合員よりも、規模縮小、または農業をやめたいという、こんな組合員が極めて多いのが実態でありまして、このように担い手への対応は全国で深刻な問題になっておると思っ

ております。また、農地保有合理化事業では、貸借事業の6割をJAが実施をいたしております。しかし、合理化事業に取り組んでいるJA数は全国の4割でございます。さらなる取組が必要と私どもも認識をいたしております。

このような課題に対処するために、私ども、7月に農地制度改革に対応したJAグループの取組方針、これを決定をいたしたところでございまして、組織を挙げまして全力で取り組んでまいりたいと、こんな予定でございます。この取組方針では、すべてのJAで農地利用の長期ビジョンを策定をいたしまして、JAが農地利用集積円滑化団体となって農地の面的集積に取り組むことを提起いたしております。また、担い手への支援につきましては、農業経営管理への支援、そしてまた現場まで出向いた渉外活動を実践するなど営農支援を強化する方向で進めておるところでございます。担い手が不足をする地域では、JA出資型の農業生産法人の設立やJA本体で農業経営を行うことを今検討いたしておるところでございます。

以上の取組には行政を初めとする関係団体との連携が不可欠であると思っておりますし、特に農地集積の推進体制の整備強化や事務費の負担、担い手の確保・育成対策、担い手のいない農地の保全・管理などに対する支援が大変重要だと思っておるところでございます。

JAによる耕作放棄地の対策でございますが、耕作放棄地の問題につきましては、生産現場から見ますと、耕作放棄地の発生原因は高齢化でありますとか労働力の不足のみならず、所得の上がらない条件不利地が多いことも原因だと分析をいたしております。面的な集積や有効利用がなかなか進まない大きな原因であると思っております。耕作放棄地の解消には、私どもJAが役割を発揮することがポイントであると思っております。とりわけ、これは私の地元のことで恐縮でございますが、5年前に地域の耕作放棄地を引き受けるためにJAの出資法人を立ち上げたところでございますが、もともと条件不利地でありまして、初年度から経営として成り立たない状況が続いている状況でございます。しかし、このような取組が地域を守る上でJAの重要な役割だと認識をいたしておりますので、何としてもこれは続けていきたいと思っております。

それから、農地の利用集積には農地情報の共有化が不可欠ということでございますので、これも進めていかなければならないと思っております。

最後になりますが、JAグループは食料自給率の向上に向けまして、担い手の確保、あるいは育成を図り、農地をフル活用することが重要な課題と認識をいたしております。そして地域農業の維持・振興に向けました役割を十二分に発揮していきたいので、引き続き

まして政策的なご支援をお願いしたいと思います。

以上であります。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。JAの取組姿勢も含めまして、また政策に対する要望ということでお話しいただきました。

他に、これに関連しまして、どうぞ、荒蒔委員。

○荒蒔委員 今の茂木さんのお話で、ちょっとお伺いしたいんですが、JA自体が農業経営ということに今チャレンジをされているということです。このチャレンジの中で、やはり先ほどのご説明の中にあつたように、5年後とか何かの目標とか、一種のゴールのイメージというか、到達イメージというものをしっかりつくられておやりになっているんですか。その辺はいかがでしょうか。

○茂木委員 私ども、5年前につくりました時に5年後までのシミュレーションを書いたわけでございます。5年後も黒になる保証がなかったわけでございますが、何といたしましてもJAがこの今の遊休地、耕作地は何としても管理する。これをしていきませんと私どもの第一義が失われると、こんなことの中で現在も赤字が出ております。導入する時に理事会で総スカンを食いましたけれども、これは何としてもやらなければならない仕事なんだということで今でも現状続けているのですが、なかなか厳しい状況、赤字が出ておまして、大変理事会の中でも論議を呼んでおるところであります。いずれにいたしましても、続けていくということでは今一致をしているという状況でございます。

○鈴木部会長 荒蒔委員、よろしいでしょうか。

○荒蒔委員 ちょっと末節のお話になるかもしれませんが、最初に始めた時に、5年後でも多分採算には乗らないという読みだったというお話なんです、幾つかチャレンジされた中で、すべてのケースがそういうことなんですか。

○茂木委員 私ども、条件不利地のところは、まだ担い手の受託者がおりますので、そこは受託者のまだ少し余裕がございます。まだ受け入れる余地がございますので、いいところは地域の受託者にお任せをしていく。それで、不利な受け手のないところだけを農協が引き受けていくと、こういうことでございます。これは飛び地でありますとか、道のあまりないところですか、大変条件の不利なところばかりでございますので、そういうことを加味しましても、なかなかJA的に収支が賄えないという現況でございました。しかし、何としましても何とか収支をとんとんだけに持っていければいいわけですので、何とか工夫はないのかと、こういうことで今、一生懸命取組を図っておる現状でございます。

○鈴木部会長 よろしいでしょうか。今の点について、他の委員からも何かございましたら。よろしいですか。

では、その他の点を含めまして、他の委員の皆様からもご発言いただければと思います。

藤岡委員、お願いします。

○藤岡委員 藤岡です。

今日、提出させていただきました資料の中にも、4-1と4-2ということで私どもの協会が取りまとめた提案を出しております。中身については時間もないので一々説明はしませんが、今後育成すべき農業の経営体、いわゆるここでいう担い手ということでしょうけれども、先ほど説明の5ページ、6ページ辺りを見ても、主業農家というのは、この15年で半減している。しかし一方で、この6ページを見ますと、新規就農者も個人で農業をやるというよりは、むしろ法人経営体なんかに就職して就農するという割合がふえてきているという、この実態を見ますと、私は、これからもやはりこの傾向は続くんだろうと思っています。今の農業経済状況の厳しさを見ますと、私ども、自分たちがやっている経営者そのものも、なかなか今のこの低価格時代に農業を自分で新たに始めるというのは、かなりハードルが高いだらうと思っています。そういう意味では法人経営体に就職するというパターンが今後ふえていく。それに対する農業政策の在り方というのは、私は、同じ担い手農家とか、あるいは集落営農の支援とはまた別個の法人経営体のさらなる強化・育成というのは、これは必要じゃないかと思っています。そうしないと、なかなか若い人たちが新しく農業に参入していくというのは今後は増えていかないのではないかという危惧をしております。

私どもの法人協会も、できてからもう10年を経過しましたが、最初の頃というのは地域の中においても法人経営というのはある一定の点でしかなかったです。全体の地域の面積からいっても。しかし最近、10年を経過して、その経営体がだんだん規模を拡大しながら発展していった、その地域の核になる存在になってきているということを見ますと、この法人経営体がだめになると地域の農業も崩壊していくというような、非常にそういう危惧がされます。従って、集落営農も含め家族経営の認定農家も含め、その中にある法人経営、しかも法人経営の中でも50町歩、100町歩というかなりのメガハブも増えてきております。そこのところにはやはり新たな支援をしていかないと、地域の経済、あるいは雇用環境を守るという意味でも大変重要なことではないかと思っています。今後の農政の進め方としては、ただ認定農家という一つの括りではなくて、もう一つ踏み込んだ政策が必要では

ないかと思っております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

平田委員、どうぞ。

○平田委員 今回のこの資料ですが、非常に農業・農村の現状分析というのがかなり細部にわたって分析されていまして、今後の政策を行う上で非常に有効なデータが揃ってきたという感じがいたします。

それにしましても、やはりこの前、OECDまたはFAOが発表されましたように、10年間で食料が30%ぐらいは増加しないと地球規模ではやっていけないのではないかということで、2030年にはやはり40%、それから2050年には70%、必要な食料が増加するであろうということが報告されております。そういう中において、現状の我々が今やっている政策ですけれども、それに対応した政策になっているかということ、必ずしも不十分ではないかなと思います。先ほど藤岡さんがお話しになられましたように、その担い手というのが現状では増加していないといった状況にある。従って、さらなる充実した農業政策が必要であると思います。

特に担い手ですよ。重要な課題として、特に若い担い手の確保が緊急的な課題であるということが改めてクローズアップされたと思います。いわゆる農業に興味のある若者というのは結構多いと思うのですが、それが実際に農業の担い手とならないという最大の原因は、やはり安定した所得が得られる保証がないということに尽きると思うのです。先ほどご説明がございましたように、資金調達だとか、国ではいろいろ準備されているわけですが、現実には、幾ら金を借りても、それが返していけるという保証がないということは、利益が上がらないわけには償還できないわけですから、基本は、利益の上がる農業はどうして行うのかということが基本的にできていないと、若い人の担い手というのは育たないのではないかと。

今までのこの政策の中でも、農業のいろいろなノウハウ、それから初期段階の投資、それから自然災害に対する備え、区画の保証等いろいろありますけれども、現状ではやはり損をしない程度の政策であって、利益の上がるというところまで至っていないわけですね。従って、若い人が利益を上げて、その中から借りた分を返していくというような形のものがない。それと、いわゆるハイリスク、リターン不明というような状況にあると思うのです。もう一方、若い人にとっての生活環境としての子育てだとか医療の問題だとか文化的な生活、そういった安心・安全の面での不安というのも現状ではあるように思うのです。

ね。やはりその辺のところは今後施策として非常に必要になってくると思います。

先般、ドイツ大使館の方ですけれども、先ほどたまたまそのすぐ前でお会いしたのですが、お話をした時に、日本の今後の農業をどうすればいいと思われませんかという質問をしたら、やはり1つは、今我々がやっていますように農地の集積ということを緊急的にやるべきだということと、もう一つは、技術の伝承ということは今やっておかないと非常に難しくなるのではないかというお話でございました。そうすると、やはり若い人が育っていかないと。今のうちに、ここ数年のうちに、そういった若い人が育たないと技術の伝承も非常に難しいと考えております。

水田のフル活用ということが今、政策的にやられています、これについては米粉の問題だとか飼料のWCSですかね。それから燃料、それから転作作物等いろいろとやられていますので、まだ十分とは言えませんが、まあまあではないかなと思っています。

今、茂木さんのほうからお話がありました耕作放棄地の問題ですけれども、これは私どものところにも耕作放棄地が非常に増えているんですが、やはり今お話がございましたように条件不利地域であるということと、土地持ちの、いわゆる非農家の方が持っておられる土地ということで、これはこのままでは将来耕作放棄地になる可能性が非常に高いということで、私が思いますに、やはりこれを整備するためには、ほぼ100%国が負担して整備して、その整備したものを何らかの形で担い手を確保するとか、リースですかね。そういったような形で整備しないと、なかなかそれを生産者が、農協がやられるかもしれませんが、なかなか難しいんじゃないかなと思っています。

それから、これは多分次の回の話になると思うんですけれども、環境政策として水田です。生物多様性の問題で、今、環境省が発表したレッドリストによりますと3,155種が絶滅危惧種になっているということで、その中の爬虫類、両生類、淡水魚が30%強、哺乳類が20%、チョウ類が10%ということですが、田んぼには6,100種類ぐらいの生物が生存しています。そういった多面的な価値から見ても8兆円程度の価値はあるわけで、そういったものをどう地域というか、農村地帯に返していくかという問題も当然今後の問題になると思います。それと、もう一点考えていかなければならないのはオフセットクレジットの問題ですね。前から言われていますけれども、やはり農村というのは水力発電とかバイオマスだとかヒートポンプだとか森林の整備とかということで、いろいろとそういった資源があるわけですから、それをもっと精査してもらって、その辺のことも含めた支援策というものを考えていただきたいと思っています。

それと、最後ですけれども、ツーリズムの問題ですね。振興ということですね。私も先般、マレーシアに行きましたけれども、マレーシアの森林をうまく使ったツーリズムが非常に充実したものになっています。日本の場合は、そういったものが今未成熟であると考えていますが、そういった農山漁村の美しい資源を利用した観光ツーリズムといいですか、そういったものの成熟をもっと真剣にやっていく必要があるのではないかと。特にこういった美しい環境というのは、外国の観光客にとっては非常に大きな魅力がございますので、そういった観光的な面からも、農村の活性化のためにも必要ではないかと思っています。

以上です。

○鈴木部会長 どうも、多岐にわたるご指摘をいただきましたが、平田委員の最初のところで、安定した所得がなかなか得られない、収入が得られないということ。先日皆さんと一緒に現場にお邪魔した時にも大変切実な声があったかと思うんですが、そういう点で、今の政策をどのように評価されるかということなんですが、例えば水田・畑作所得安定対策についても 16 ページに出ております。アンケート等ではかなりの評価を得ているという形になっておりますけれども、かなり所得の不安定性というか、下落についての声が大きいいということも踏まえまして、皆さん、どのように評価されておられるか、少しご意見があればお聞きしたいんですけれども。

○平田委員 先ほどお話し申し上げましたように、1つは、基本的には今、水田中心の政策になっていますので、水田に対してはかなり手厚く施策・政策が行われていると思います。ただ、水田以外のものについて、畜産についてはかなり手厚く施策が行われていると思いますが、私どもがやっている果物等についてはまだまだ不十分な面が非常にあります。

それともう一点、いわゆる行われている施策そのものが、原価というか生産費までを考えたもので、所得というところまで行っていないのです。いわゆる利益がどこまで上がるかというところで、1農家当たり、例えばサラリーマンでいうと 500 万。ちょっとわかりませんが、500 万か 600 万という安定した所得があるわけですが、そういったものがこの施策の中では反映されていないというところに、やはり一番問題があるんじゃないかなと思います。

それと、もう一点、この施策の中で、この中にもかなり出てきてはいるのですけれども、今、やはり多面的な農業経営形態が出てきたという中で、多面的な農業形態というのは、ただ生産するだけではなくて、経営とか販売だとか企画だとか、そういった面が非常に強

いわけですね。生産というのは、言うては悪いんですけども、かなり誰でもできるというか、できるようなものです。しかしながら、経営をするということのほうが非常に難しいです。どうして利益を上げていくかと考えていくことが非常に難しい。だから、そういった人材を育成するというか、そういった視点、利益を上げるためにどうするかという視点を、これからの農業政策には入れていかないと、これから日本の農業がよくなっていくということはありません。それはもちろん経営者が考えてやらなければいけないことですが、やはり政策的にもそこに視点を置いた政策でないと、これからの農業というのは発展していかないのではないかと思います。例えば農の雇用の問題でも、物を生産する人を育てるということになっているが、そうではなくて、今、生産よりももっと経営だとか企画だとか、そういったもろもの経営ノウハウを持った人材を育成するほうが、私はもっと優先すべきじゃないかと思っています。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、ここで事務局のからも少しコメントいただければと思います。まず、法人経営に対する新たな支援の必要性、担い手の今の増加に向けた施策の充実、農地集積の問題等、経営局さんの関連をまずお話しいただければと思います。

○経営局 まず担い手、あるいは経営、いわゆる後継者等の問題についてですが、ちょっと最初に私どもの考えている点を言わせていただきたいと思います。

これまでは、農業の担い手というのは家業の継承という形で、ある意味必然的に農家の子弟が入ってくるということが、今から30年くらい前までは続いて来たと思っています。でも、そういう状況では実際の農業の現場には対応できてきていない。ただし、その段階で既におられた、いわゆる昭和1けたの世代が農業生産の大層をずっと担ってこられてここまで来ているということです。

そうしますと、それでは今後の担い手、あるいは経営体の育成というものをどうやって考えるのか。これは人材育成も含めてでございますけれども、1つはきちんとした経営体をいかにつくるかという経営安定対策ですとか、そういったことを打ってきたわけであり。ただ、その場合に、例えばその一つの仕事として法人化を推進するとか様々なイメージがあるのですけれども、法人化そのものがまた最終目的ではないと理解しています。どの企業であれ、企業化すれば、法人化すれば永続するなんてことはあり得ないわけであり。そうしますと、今度は法人化をした段階で、次にその法人経営をいかに永続化させていくのかということが重要になってくるのだろう。

先ほど藤岡委員、あるいは平田委員からもお話がございましたけれども、例えば認定農業者制度というのがございます。先ほどの資料の中にも、この認定農業者制度についての現状なり政策目的が書いてあったわけでありましてけれども、私どもの意識としては、今後の担い手になろうと思う人たちを幅広くすくい上げるシステム、ただし一定の要件というものは課させていただきますけれども、ここで参加するのはそれほど低いハードルではないだろうと、意欲があれば、ここの認定農業者というところにはチャレンジできるということだったと思っています。だけれども、そういう人たちの中でスタートをしてきて、いろいろな段階で今経営が展開されているわけですが、トップ的な日本の農業を引っ張っていくような方から、まだまだこれから入っていくところまでの方々がいるということになれば、認定農業者に対する一律の施策展開ということでは、やはりちょっと次のステップに間に合わないのかなと。やはり同じ認定農業者であっても、もっと求められる施策などが違ってくるのではないかなという視点は私どもも持っているところであります。ただし、それをどのようにしていくのかということについては、またいろいろとご議論を伺いながら進めてまいりたいなと思っていますところであります。

それから、もう一つ、農地の集積の議論なり農地の問題でございましてけれども、基本的に、これは耕作放棄地の関係もそうですけれども、相当地域によって状況が違っていると思っています。分散作をしている状況というのは、少なくとも水田経営では、これは地帯別でもかなり変わらないものですので、担い手で何とかまとめ上げていかなければいけないという問題意識の下に、法律の制度、あるいは予算の支援措置というのを今回つくっております。ですからそこそこで行くんですが、じゃ、中山間における状況と平場における状況というのは、またちょっと違っているのではないかな。茂木会長からもお話がありましたけれども、確かに耕作放棄地で中山間で条件が不利なところのもの、これをどういうふうにしていくのかということと、一方では、実は平場のいいところでも現実的に耕作放棄地が発生している。これは要因が多分違ってきていると思っています。そうしますと、そのまとめ方をどういうふうにしていくのか。中山間におけますそういう地域、これは農地だけじゃなくて水資源とか、そういう地域資源全体の管理との関係になる。それは、農業の担い手がさらに地域資源の担い手になる、そういうふうを考えなければいけないところのまとめ方と、平場はちょっとまた違うまとめ方をしていく必要があるのではないかな。この平場におけるまとめ方というのは、先ほどの農地の集積という手法も多分使えると思いますし、それから、実際には非常にここの部分では様々な地域で知恵を出してやっておられる

農業者も大分おられますので、そういった方々の今までの実績ということも参考にしてやっていくようなことも考えたらいかがかなということも、今考えているところでございます。

まだまとまっておりませんが、今のところはそのような状況でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、耕作放棄地の整備の問題等もございました。農村振興局さんから。

○農村振興局 茂木委員、それから平田委員から耕作放棄地の問題が出まして、耕作放棄地については、これをまず発生をいかに防止するかということと、それから、既に耕作放棄地状態になっているものをどう解消するかという2つの課題があると思っております。特に未然に防止するということについては、特に条件不利地域については、中山間地域の直接支払いというのが、これまでは耕作放棄の発生防止に非常に力があつたという評価を得ているわけでありまして、ただ、平田委員からもご指摘がありましたように高齢化が進んでいて担い手がなくなっていると、こういう状況の中で、今まではそういった評価を得ているわけですが、このままでいいのかどうかということは、これは1つ検討課題になると考えておまして、我々もいろいろな方々から、そういったご意見をちょうだいしているところであります。

それから、耕作放棄になってしまったものですが、これも少しの間ならいいのですけれども、これが長く続くと、もうこれをもとに戻すということは膨大な経費もかかるということで現実的になくなるということなので、今の緊急の課題は、そうなる前の少し手をかければ、あるいはもうちょっと、抜根とかお金がかかるようなこともあるかもしれませんが、そういった手をかければ農地に戻ると、こういうものについて、まず農地に戻す。そしてそこで作付を再開するということですが、課題は当然、そういう農地について受け手をどうするのか、それから何をつくるのか。それから、今申しましたように、生産条件はかなり悪くなっているのです、それをどういうふう具体的に復旧するのかと、こういう課題があつて、これはそれぞれに関連している課題なので、全体として取り組んでやらなければいけないと思っております。

その場合に、支援の仕方として国費100%ということもあつたわけですが、今取り組んでいる仕組みでは、一応復旧の部分についても国費100%ですというわけにはいかないのですけれども、ただ、労力とかをそれぞれの特に受け手農家のほうで出していたければ、それはいわば経費として還付されるので、全体として具体にお金を出さなくて

もできるような仕組みになっております。それ以降の土づくりですとか、それから作付支援の部分は一応国費 100 %でできる仕組みになっているということでもあります。そうはいいども、これを進めるのはなかなか大変な課題でありますので、地域の方々の理解を得ながら進めていきたいと思っていますところでは。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、農業から得られる利益の確保の問題につきましては、総括審議官のほうから。

○総括審議官 平田委員から、利益が確保できないと人も来ない。まさにそうでございます。また、人材育成も生産技術だけでなく経営技術という、そういう面からの育成の仕方もこれからはおのずから違ってくるのではないかと、そういうことはまさにそのとおりだと思っています。確かに農政というのは食料供給ということを中心に考えておりますので、例えばお米なら何万トンできますかとか、そういうことを追求してきた戦後の全体の流れもあると思いますが、その中で農業の総販売高は 11 兆円から 8 兆円というふうに 3 兆円減ったということ。これは 15 年間で 3 兆円減ったんですが、その陰に農業所得、利益は 6.1 兆円から 3.4 兆円、半減しているわけですね。要はコストを引いたもの。ここの認識をもう少し強烈に持つ。だから若い人が来ないんだ。やはり若い人は、初任給は時給は普通は 700 円から 1,000 円ぐらい最初あって、家庭を持ち、子供を育て上げるにつれて時給が上がり、年収も上がり、家族も養っていける、そういうような全体の、他の産業でいえば平社員から係長、課長、部長、場合によっては重役というような、そういうような一生が描けるような状況じゃないと若い人はなかなか来ないだろうと思っていますので、そういうふうになるためには、やはり利益というものを明確に意識した政策をやる必要があると思います。

そのためにも今度の基本計画、これからこの場でご議論いただくのですが、利益という価格と数量、 P 掛ける Q を掛け算して、それからコストを引く。 P 掛ける Q マイナス C ということで、価格も数量もコストも、それぞれの面でどう戦略を立てていくのかということ、これを明確に意識しながら戦略をつくっていくといいですか、施策を打ち立てていく、あるいはばらばらに打たれていた施策を統合していくといういろいろな取組が必要だろうと思います。

次に、そのために国は何をしたらいいのかということでございます。どういう施策を通じてバックアップしたらいいか。産業政策としての施策と地域政策なり環境を守るための施策、当然分けて考えなければいけないわけでございます。産業政策としての施策という

のは、補助金で利益を上げてあげる、補助金で所得を補てんしてあげる、これには限界があるので、やはりセーフティーネット的な市場・マーケットの変動を緩和してあげるものと、それから条件不利を補正する。外国から安いものが入ってくるので条件不利を補正する、そういうものが重点にならざるを得ない。従って、それにプラスして利益のところまで産業政策として直接補てんするというのは、なかなか難しいだろうと思います。ですから、例えば販売単価を上げるための直接販売なり、そういうための産直活動の条件を整備してあげるとか、経営をやりやすくするような条件整備、それから人材を養成するとか、そういうことに施策の内容を絞らざるを得ないかと思います。

他方で、環境を守るとか、そういうことについては、これをどう評価して、その数をどう評価して国民全体で、都市部の方にかわって農村部の方がやっていただく、そういうことも国民の理解を得ながら、その理解を得られる範囲で出していくという、こういうマイルドになるだろうと思いますので、例えば中山間の直接支払いは条件不利を是正する観点、農地・水・環境保全向上対策は環境を守るというような、同じようなことをやるにしても、ちょっと違った観点で、明確な目的と国民全体のご理解を得ながらやっていくという視点が必要かと思っております。この点は、私どもの心の中では来年の3月まで非常に中心にご議論いただきたい話題でございますので、重要な指摘であると受けとめております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

今の事務局からの説明について、何かありましたら。

藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 今、耕作放棄地の問題が出ていますので一言だけ、やはりこの耕作放棄地がこのぐらい出て、しかもそれをやる人がいない。若い就農者もなかなか出てこない。しかも、この15年間の間に所得が半減した。これらを全部総括してみますと、今までの農業政策は、これは失敗だったんだと、失策であったんだということを、私はこれは正直に認めるべきではないかと思えます。どこの業界でも、このぐらiyorる人がいない、所得が半減するということは、これはまさにもう失敗なんですよね。特にこの耕作放棄地に対して、今、国もてこ入れをしながら解消に向けるということをやっていますけれども、ここに書いていますけれども、私はある一定程度のものは、もう山に戻すべきだと思っています。もう木が生えて、それに相当金をかけてやるよりは、もう分母から削除する。こっちのほうが私は手っ取り早いと思っています。

ここに、いろいろな法的措置で地元の農業委員会がいろいろな勧告をしたりして是正活

動をやるようなことを書いていますけれども、とてもじゃないけれども地元の農業委員会が地主を相手にして、警察でも何でもない、それ相当の権力で持っているわけでもない農業委員会が個人の農家を勧告してやらせるなんて、私はこれはかなり難しいと思います。従って、耕作放棄地が出たということは、私はそこを耕作した農家が賢明な選択をしたのだと思います。採算がとれないところはやらない。これは他の業界では私は当たり前だと思っております。農地としては、将来ある一定の優良農地は残さなければいけないという議論はわかりますけれども、鳥獣害の被害にさらされながら、しかもやる人がいない。もう木が生えて草がぼうぼうになっている。これにかかるぐらいの金があったら、私はもっと別の政策に予算を向けるべきだと思っておりますので、この耕作放棄地という、そもそも何か、ちょっとこの言葉そのものも余り好きじゃないのですが、こういうものはある一定の線を引いて見切りを付けた政策にすべきではないかと思っております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

深川委員。

○深川委員 珍しく、非常に藤岡委員のご意見に賛成したいと思います。何で農地だったら必ず農地に帰さなければいけないのか。だれもやりたくないものを無理やりに帰さなければならぬのかって、やはり政策のコストを考えた場合に非常に無駄が多いと思うんですね。むしろ環境だとか国土保全的な話を農業の話から切り離してやったほうが、透明性は高まると思いますし、国民に税負担を問うだけのグラウンドというのはできると思うのです。余りにも両者が混在していると、コンセンサスは得られないのではないかとかねがね思っております。

それから、それとも関連することですけれども、1つ先ほどのご説明以来ちょっと不思議な、素人的質問です。一方で農地を集約したいと思い、飛び地みたいなものをどんどん集めていってというのは合理的な政策かなと思うんですけれども、でも、一方で経営の複合化とか多角化とかに取り組むと、当然ここからここまでAさんは水田をやっているんだけれども、ここからここまで、畑作にしました。そうすると、当然そこは飛び地になっちゃって、一斉に水田になったほうがよっぽど生産性は上がるんじゃないかなと思うんですけれども、だから、その農地集約化の政策とどういうふうに矛盾があらわれないでできるのか、素人なのでちょっとご説明をいただければと思います。

あと、しつこいようなんですけれども、国土保全的なお話、マレーシアのお話とかもあったと思うんですけれども、マレーシアは、正直に言って、あの美しい風景は非常に外国人労

働者をたくさん入れてやっているんですね。マレー人はやっていません。なので、日本がそこまで覚悟がおありでしたら、多分同じようなことを低コストでできるかもしれませんが、それには非常な抵抗があるように私には見えますので、余り簡単ではないのかなと。ただ、1回目のステップとしては、食料の安全供給とか、もうかる農業という次元の話と、ある程度の国土保全系の話を切り分けることが一番合理的だし、農家の方にも恐らく同意してもらえそうなステップではないかと思えます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

いろいろ重い論点が出ていますけれども、どうぞ、平田委員。

○平田委員 またちょっと反論するようで申しわけないんですが、マレーシアの話が今出ましたけれども、マレーシアも今、国策としてやっていると思うのですが、山林を開発してパームヤシを大面積でやっていますよね。多分それが今、電気自動車が出てきているので当たるかどうかというのは、ちょっと私もわかりませんが、ただ、他の国のいわゆる食料を確保するための努力と比べると、日本のやはり食料の確保、生産という面では余りにも安易過ぎるのではないかなと。同レベルで考えた場合、東南アジア辺りそうですけれども、余りにも安易過ぎて、もっと食料確保という面で真剣に考えていく必要があるのではないかと思えます。

今の耕作放棄地にしても、今、地域の土建業者さん、ほとんど仕事がなくなって困っています、あの人たちがやれば本当にいとも簡単にできるような仕事ですので、それほど大したお金がかかる——若干かかるかもしれませんが、ブルドーザーでダーッと押せば、もういとも簡単にできるようなことなので、やる気になればそんなに難しいことではないと私は思います。将来日本がどこまで自給力を高めるかということの中で、国際的な信頼関係、60%も外国に依存していて、一人日本の国だけが、やはり栄華というほどでもこれからはないかもしれませんが、決め付けていてそれでいいのかという感じは持ちます。

○鈴木部会長 茂木委員、どうぞ。

○茂木委員 私ども、中山間地なんです、その中でも、やはり平場というところの農業振興地、この遊休地を守らなければいけないと、こういうことを私は申し上げているわけですし、2市6町3村に及ぶような広大なところを私どもJAの少しの組織が介入したからといって全部を守るとは、とてもこれは不可能なんです。中山間地の中でも、とりわけ平場である農振のかかっておるところ、ここだけは何とか遊休荒廃地は守っていかないと、農業が成り立たなくなるわけです。その中に虫食いをつくっては、とてもじゃないけ

れども農業はできないわけですから、どうしてもここだけはJAのできる限りのところでひとつ守っていこうではないかと、こういうことでもあります。

それから、今、建設業者というお話も出ましたが、バブルの崩壊の時、大分建設業者がそういうところに参入したんですが、今はまさにもうすべて撤退をしております。結局、先ほど私、ちょっと言葉足らずだったんですが、シミュレーションをかけないというのは、相場が幾らになるかわからないものですから、そのシミュレーションが出てこないんです。だから、毎年、ことしは100円であっても、次の年は50円になるのか30円になるのか全然わからんものですから、なかなかシミュレーションが書けないわけですし、一頃前の生産単価と、それから今は全然違うんです。野菜一つにしましても、安心・安全は、これはもう絶対に守らなければいけないということですから、今は安心・安全のためのいわゆる農薬の検査機械をみんな各産地は入れているわけですね。そうすると、その機械のお金、今度はそれにかかわる人ということで、また1箱幾らという原価、いわゆる経費がかかってしまうのです。だから今、そういうところで原価も非常に上がってきているわけですし、単価は上がらないけれども原価は上がってくると、こういうことですからますます収入が減ってくるという状況があるわけなのです。そういうことで、全部が全部守るわけにもいきませんが、ある程度の一定のところは守りたいと、これが私どもJAが今思っておるところでございます。

○鈴木部会長 森野委員。

○森野委員 皆さん、茂木会長の今のご発言に反論するわけじゃないんですが、私が最近見て一番象徴的だったのは、鹿児島県の南さつま市の干拓地で、耕作放棄地がある中で1カ所だけ、きれいにラッキョウ畑が整備されておりました。ここはいわゆる特区で、建設会社はその区画をラッキョウ畑にしているところです。それで、その建設会社がもうかっているかどうかという、仕事があるだけいいというのが多分実際の実情なのかもしれません。もう一つ、そういう時に何が言いたいかという、私は耕作放棄地をとにかく税金を使って全部何か国土の環境の保全のために活用すべきだというよりも、とにかく環境としても景観としてもいいものは健全に耕作が経営されているという農地だということを、全国を見て歩きながら痛感しています。ですから、やはり何よりも健全な農家経営というか、農業経営というか、そういうことをやはり主眼に考えていくべきだろうと思います。

もう一点、農家経営の話でいろいろ皆さんご懸念があらうかと思いますが、1つ申し上げたいのは、ここ最近、就農する若い人が増えてきたというお話がありました。これはむ

しる積極的に受け入れていくべきだろうと私は考えています。というのは、今までの議論ですと、すべてのこれからの農業をやる人が、若者の中でも経営をやるのに向いている人間と、むしろ経営というよりも、人に経営は任せて、ただ働いてサラリーマンをやったほうが楽だという若者のほうが今ははるかに増えている印象もあります。従って、やはり労役を提供した後、経営はまた別の方に任せるといふ、そういう割り切りで参入してくる就農者というものを、やはりこれから一つの戦力としてきちんと位置付けて受け入れていくべきだろうと私は思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

松本委員。

○松本委員 まず、先般は欠席いたしまして資料を提出させていただきまして申しわけありませんでした。

それで、ちょっと1つ質問、それから、特に経営、人対策について二、三、ご意見を申し上げたいと思います。

農地問題について、私もかかわりましたものですから、措置としましてしっかりと実効を上げるということで臨んでまいりたいと思っておりますが、そこで1つ質問なんですけれども、この資料1の10ページですね。こういう図を整理いただいたというのは、なかなか目にしないので、ちょっと興味があるんですけども、縦軸、横軸、これはあえて言えば、もう何十年来の宿題だと思うんですが、横軸の農業所得と農業生産関連事業所得がありまして、縦軸がその他。大変面白いことは、縦軸より左に、これは三千幾つかのモデル的なものでしょうけれども、青点がたくさん存在していますね。要するに、かねてから言われていましたように、農業所得は農業生産での収入は赤字なのに、その他の兼業収入で埋めて、そこに住んでおる。こういうものを構造政策的にどうドライブをかけるかということが長年の、今度の農地集約なんかもそうだと思うんですね。農地法改正もそうでありますよ。ですが、現にこういうことが存在しておるということは、経済学的に見ると極めて不可解な状況が農村部にはあるということなんでしょう。これをどう分析するなり手を打つかということでない、やはり期待すべき成果は帰結できないのではないかと、ちょっと感想といいますか印象を持ちます。大変不可解な状況が農村では続いている。しかもこれはベタでやってありますから、例えば地帯別に少し仕分けして集計がえをしてみるとか、そうしますと先ほどの中山間とか平場とか、もう少し何かヒントになる結果が出るの

ではなかろうかという感じがいたします。

それから、担い手であります。いずれにしろ政策当局も、この結論を出しておりますけれども、このままでは大臣もおっしゃっているように、農業界として、産業としても、あるいは地域としても、若い世代が先に縮んでいく。これは要するに未来がないということでもあります。そうであれば、やはり果敢な、まさにレベルの違う若い世代の確保対策について手を打たないと、四の五の言っておれないのではないかという感じを今持っております。

今般、農の雇用対策とか、昨年、今年の補正とか、政府は大変果敢な手を打って仕組みといたしますか、政策を打っておりますけれども、こういうのは私もいろいろ現場の話を聞きますと、次年度以降の政策本体にインプットするということも是非ご努力願いたいと思いますし、それから、若い層を本当に確保する。これは雇用であれ経営主であれ確保していくということであれば、相当定着する、あるいは気合を入れてこの農業界に残るところまで、かなりの思い切った、税金と言ってしましますが、国民のご理解の下の財政支援を創造する時ではないかと思えます。

お聞きしますと、私は、昔はわかりませんが、数十年前のフランスなんかはそういう体制をとって現在の農業立国をつくったというようなことも有識者からは聞いておりますし、まさに何十年遅れかもしれませんが、打ってしかるべきじゃないか。でないと後がないと、こういう感じを心配いたします。

それから、これは私どもが農林省のご支援もあって取り組んでおるのですが、いわゆる現実の問題として、立派に農業経営という経営体を今日つくられた。しかしながら所々の、残念なことに後継を確保できなかった。これを次の世代にどう、せつかくの経営資源でありますから霧散させないようにつなげるかと、こういう取組が今政策的にも緒についておるんですが、いろいろやってみますと、やはり新規就農の初期投資資金とか、こういうレベルじゃなくて、現に大変な資産が形成されているわけですね。これを次の全く新規の期待される経営者にどうつなぐか。人はあるんだけど、経営主のコストとして大変大きな宿題が残っておると聞いています。

きょうの資料の中で、20 ページですね。滋賀県の女性の方がある農家に、記載されておりますけれども、若い女性の方が期待されて、他人の方なんでしょう。入られて、結果的にその農家を法人として自らつくり直して、その経営がつぶれないように今頑張っておられるという、これは事例だと思うのでありますが、こういうところについてもっと光を当

てて、しかも大変な資金的な需要といいますか、負担がかかるわけでありますから、こういうことについてもっと大胆な対応、施策を打つという時ではなかろうかと、こういった感じがいたします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、荒蒔委員。

○荒蒔委員 私、先ほど総括審議官から、これは長い間いろいろ議論してきて、来年の3月までにやはり一つの大綱というか、これからの日本の行くべき道というのを示すべきだということをおっしゃったので、本当にそれはそうだと思いますし大事なことだと思います。それで、やはり考え方として、食料確保とか環境とかいう非常にマクロな議論と個々の論議をどうするか——ミクロと言ったら言い過ぎなんですけれども、個別論というものの何か議論が常にスイッチをしているというのが、私自身もそうなんですけれども反省なので、どういうところにどういう政策というのを打っていくかという一番大きな基本的な考え方をまとめるというか、示すということが極めて大事なのかなと。さっきの中山間地の問題とか、それはどういう意味があってどうなのだということを示していくことじゃないか。それが一番基本として大事だと思います。

それから、もう一つは、ちょっと違うテーマなんですけれども、例えば先ほどからJAさんが、今、農業の例えば耕作放棄地をいろいろ集めてやっているけれども、5年たってもなかなか採算に合わない。しかしそれは、このまま消してはいけないからやるのだとおっしゃっているのは非常に貴重な話なんですけれども、やはり農業というのは、例えば経営ノウハウとか、人材育成とか、農業技術の育成とか、それから資金をどうするのか。経営なんですけれども、そういう幾つかの大きなエレメントに対して、こうやったらうまくいったケースを示していかないといけないのではないかな。では、だれが示すのかという問題があるのですけれども、僕は是非JAさんに期待したいけれども、示すべきじゃないかな。

若手が入ってこないとか採算が合わないというのは、この間もちょっと宮城県で申し上げたのですけれども、今、農業だけじゃないんですよ。ですから、そういう意味で農業だけが特殊な状況にあるのではないので、農業というビジネスがいろいろな障害を抱えているけれども、これをこういう形でクリアしていった場合に成功例があるぞということを現実示すことによって、それは日本全国に通用するかしらないかという議論はあるかもしれませんが、それで次の活力というものが出てくるのではないかなと思うのですね。例えば東大阪の中小企業へ行ったって、若い人なんかみんな入ってこない。どうするんだ。経

営をどうする。10年後どうすると、だれも答えなんか出せない状況に直面している産業がいっぱいあるわけですね。ですから、大事なのは、さっき言った本質論という、大綱というのをこれから、あと6カ月の間に、本当に何か非常に漠としてでもいいけれども、筋の通ったやはりアウトプットを出すような努力をすべきじゃないかと私は思います。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ここまでのところで、また事務局から少しコメントをいただければと思いますが、ちょっとその前に、欠席の委員の方からご意見をいただいていますので、それを先にご紹介いただけますでしょうか。

○大臣官房参事官 岡本委員と、それから玉沖委員のお二方からコメントをいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

まず岡本委員のご意見でございます。

次世代につながる人材育成が必要であると考えます。農業をなりわいとする人を優先的に育てていくために、どのような施策を講ずるべきなのか。施策の対象を経営体別、農業・農村・農業の機能別に区分し、今後の農業を担っていく人たちに重点的に支援するようなメリハリを付けた施策・対策の検討が必要である。農地転用が多いことに驚いている。日本の食を守るために農地をきちんと守ってほしい。また、鳥獣害の被害を誘発する耕作放棄地の解消を積極的に進めてほしい。そのためにも現場の意見をよく聞く機会を設け、5年、10年先ではなく、国だからこそ50年先の将来を見据えるような農業施策を検討していく必要があると思う。今回の資料を見ても、農業は施策や融資の面で他の産業よりも優遇されている感がある。基盤整備に関しても、どのぐらい必要なのか、農業関連に国民が1人当たり幾ら投じているのかを示すことも必要ではないか。

岡本委員からは以上でございます。

次に玉沖委員のご意見でございます。

新規就農についていただいております。以前から、不景気には地方に人が流れ、第一次産業に就農する人が多くなる傾向がある。農業会議所が始めたファーマーズフェアは効果的であり、実際に新規就農者をふやした実績があると思っている。また、農業法人で研修生を育成する体制は、農業を担う人材を育成する上で効果があり、実践力につながっている。しかし、現状ではまだまだ安心して研修生を受け入れられる体制になっておらず、研修生の受け入れ先が相談できる場所も確保されていないなどの課題が多いと思われる。一番の課題は研修生の人件費の確保である。そこで、研修生の人件費の補助に力点を置い

て国の施策を検討していただけないか。農業法人で研修した研修生が地域でコミュニケーションをとりながら活躍していくことが地域活性化につながると思っている。

そして次は、多様な連携の強化についてのご意見でございます。国の施策を活用して、地域は加工品や産品開発などの物づくりを進めてきたが、今はつくったものがすべてヒットするわけではない。何をつくるのが重要であり、売れるものへの目ききが重要である。地域が目線の全体を上げ、何をつくるのかを考えるための施策の検討が必要であると考え。農業が産業として存在しない地域でも、観光などを通じて消費地にはなる。実際、地方にはコーディネートする機能が不足しており、地域活性に閉塞感があるのが現実である。今、私が手がけているのは、草津温泉での野菜のスイーツプロジェクトであるが、これはまさに農業が産業として存在しない地域において消費地という立場をうまく利用して農産物の活用を進めている取組である。小さなコミュニティの中でもフードチェーンが成立し得る。まずは地域内を見直すとともにコーディネーターを育成し、地域活性化につなげるような施策の検討をお願いします。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、今のご意見も踏まえまして、事務局からもう一度、これまでのところで少し質問等もございましたので、まず耕作放棄地等を含めまして農振局から。

○農村振興局 耕作放棄地の関係です。資料の 25 ページをちょっとお開きいただきたいんですが、この真ん中にかいてある図なんですけれども、これをご説明をしたいと思います。

これは、まずどうやってつくったかということですが、これは、それぞれの市町村の担当の方をお願いをして、実際に目視をして、そしてここにありますような区分、つまり耕作の意思がなく、かつ現状で耕作可能な状態ではあるという、それから、耕作者に耕作の意思がなく、かつ現状では耕作不可能な状態のもの、それから森林・原野化したもの、こういったものを分けてもらったわけでありまして。そういう結果、先ほどもちょっと議論に出ましたが、ここにある一番下の森林・原野化したもの、これが 13 万 5,000 ヘクタール、これは具体的に地図に落ちているわけですが、そういう面積があつて、これは資料では農外利用と書いてあります。これは方向としてそうなるであろう。ただ、率直に言って、この調査を担当した方々も、さばさばとそう思っているわけでもなくて、まだこれが本当に農外利用ということで割り切っているのかどうか悩んでいるというのが実態ではあります。

ただ、いずれにしても、これは先ほど藤岡委員、それから深川委員、茂木委員、森野委員、それぞれから出たお話であります、どこで線を引くかということでもありますけれども、今、具体的に即時的に言えば、こういう形で線を引いて、その上で特に、この緑のところで囲ってあるところ、これについては、このまま放置すると下にいつてしまう可能性がある、何とかこれを復旧をし、そして耕作につなげていくということをやっていきたいということでもありますし、その際どういう受け手がそれに対応してくるか、これは既にこういった取組、いろいろな実例がありまして、先ほど茂木委員からもありましたような農協出資の法人というものもありますし、それから地域の集落営農で対応しているというものもありますし、また、建設業者が対応しているというようなものもあります。特に今回の農地法の改正で、そういった点はかなりいろいろな経営体の受け手が可能になるということでもありますので、それは当然そういったものを生かしながらやっていると、こういうことかと思っております。

それから、もう一点、深川委員から、国土保全、あるいは環境、景観といったようなものは農業と切り離して支援をしたほうがコンセンサスが得やすいのではないかとのご議論がありまして、これはこれまでOECDのいろいろな分析でもそういった意見が出ておる一方で、当然これには2つの学派があると思っております、農業生産を継続することによって、国土保全ですとか環境ですとか景観ですとか、これを多面的機能と呼んでいるわけですが、そういった機能を果たしていく。これは先ほど森野委員からもそういったご意見が出ました。現状で言えば、今の基本法というのは後者の学派に立っているわけですね。従って、少なくともその時点ではそういうコンセンサスがあったということなんですけれども、ただ、その環境ですとか国土保全ですとか、それを直接支援するかどうかというのは、これはそういう意味で非常に大きな議論だというふうに認識をしております。

それから、岡本委員から、基盤整備をどのぐらいやるのかと。これは一言ではなかなか言いにくいんですが、実は既に昨年の年末に土地改良事業の長期計画というのを、これはこの審議会のご意見も伺って取りまとめておりますので、一つ一つは申しませんが、それを別途ご説明をしたいと思います。

○鈴木部会長 それでは、農地の集約化と複合化との矛盾ではないか、あるいは赤字で続けている問題、若手確保の問題等、経営局からお願いいたします。

○経営局 最初に深川委員の関係ですが、11 ページのところの写真の状況です。確かに複合化ということが大きく今、方向性としてはあるのですけれども、例えば水田を使った農

業を中心にやっている方の場合を考えますと、お米を何十ヘクタールかやっている。それと別に野菜をつくっていく、野菜生産をしていく。あるいは果樹と水田というようなこともございます。そうした時に、やはり水田の状態が経営面積の中で野菜で何十ヘクタールやるというところもあるんですけども、通常は、例えばもし 40 ヘクタール経営面積があったとしたならば、そのうちの 25 ヘクタール程度がお米で、残り 10 ぐらいが麦、大豆で、あと野菜みたいな形になってまいりますと、野菜自身は非常に労働集約的ですので、土地が農場化していなくても、例えば 1 日の農作業を 1 つの圃場で完結させようと思って、そんなにたくさんの面積は逆にできないわけですね。それに対しまして水田の場合、稲作、大豆も麦もみんなそうですけれども、要は穀物をやる場合には、このような状況でやっていった場合に、この赤いところ、多分 1 つの作業は数時間で終わってしまうわけです。そうすると、例えば田植えをやった時に、この間の田植え機の移動、収穫の際のコンバインでもいいんですけども、圃場にまず田植え機を入れて 1 つを終わらせる。次に次の圃場まで、今度はトラックに乗せて運搬をして、また次の圃場へやっていく。幾つか田植え機を持って何台かで分けてやるということはあるかもしれませんが、圃場での作業時間ではなくて移動時間のほうが多くなっているという状況にこんなところになっています。従って、この中でどの程度を野菜でやり、どの程度を米、麦、大豆でやるのかは別にいたしましても、圧倒的にこんな状態では農作業の効率化、生産性の向上というのは、もうほとんど限界に来てしまっている。これ以上、もっと広げれば、逆に低下してしまう状況です。ですから、そこを何とかしたいということです。

ですから、一部、確かに北海道や何かでは日本も農場型の農業ですよ。自宅の周りが全部自分のうちの農地ですというところもあるんですけども、現実のこの水田作、都府県の場合はやはりこうなっておりますので、ここは何とかしていく必要があるのかなと思っ

ているところでございます。

それから、次に、経営が赤字でそのまま残っているのはいかがかということですが、これはもう松本さんのほうが多分実際よくご存じだと思うんですが、私なんかもよく言われたのは、もう高齢の 60、70 の方なのでですけども、田んぼでコンバインというか、トラクターをブイブイいわせて走らせるのは非常に気持ちがいいと。もう本当にそれしていれば医者要らずというような形で、はっきり言えば、現金収支だけ見れば、機械の償却費なんか見なくても、実際に販売額と実際に出ていった現金の支出、コスト、そのところがとんとんであれば——実際上は赤字なんですね。もうここは明らかに赤字です。なん

ですけれども、収入で、お米の販売代金で、あと肥料と農薬の代金、あるいは土地改良のコストというのをやっていけば、これはいいんだと。もう本当に、はっきり言えばリタイヤをして、60 になって、まだ息子は勤めているわけですから、そういうようなところで、直ちに赤字だからといってやめていくのかというと、そういう状況ではないというのは、特に今、就業者がこれだけ、基幹的農業従事者が高齢化している中で、そういうような状況も一つある。それだけに限ったものではございませんけれども、そういうような状況もあるのではないかなと思っております。ただし、それも限度に来ているなど。先ほど言いましたように、昭和1けたの方々もう既に70から80になっていく。その段階で世代交代をどうするかという議論です。

それからあと、もう一つは農業就業者の関係で、これは簡単な図式化したものが7ページのところですけれども、基本的に農業の経営者と農作業の従事者ということについては、今までは三位一体だっただと思っていますけれども、現実にはそうはならなくなっているというのも事実だと思います。農業の生産部門のプロと経営部門というのは、やはり1人に全部がそこは集約していかない。ですから、ある意味法人で役割分担をするということがその辺は大事ですし、逆にその次の法人の永続という観点からも、経営体の中で後継者をどうやって育てていくのか、そういったことも考えておく必要があると思っています。農家子弟の場合でも、最近ではまだおやじさんが——結局、大学を卒業していても、まだまだお父さんは現役の世代ですから、別にすぐ直ちに家に入らない。逆に他のところに修業に出る、他の農家の修業に出る。農家だけではなくて機械メーカーですね。農機メーカーで農作業の機械についてはプロになって帰ってくる。あるいは、私の知っているところではJAに勤めて、JAで組合員からの苦情相談コーナーに入って、自分たちが何を言っているか日頃よく考えてこいと言われるとか、そういうようなこともやりながらまた戻ってこられるということもあります。これは非常に単純化した図面ですけれども、様々なルートがあると思っていますので、そのこのところはこれに応じたきめ細かな人材育成をやっていく必要があると思っています。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど深川委員からもありました、もうかる農業と国土保全とを切り分けるべきだという点については、産業政策としての支援と地域政策、社会政策的な支援をはっきり分けるという点においては、施策の上でもかなり今後さらに意識されるようになっていくのではないかと、先ほど総括審議会からもご説明がありましたように重要なご指摘だ

と認識しております。

それから、基本的な考え方をきちんと示すべきだという荒蒔委員からのご指摘もしっかり受けとめて、さらにそういう点、はっきりさせていただくようお願いしたいと思います。

では、ちょっと時間が押しており、まだ少し議題がございますので、ご議論はまだあろうかと思いますが先に進ませていただきます。

それで、1つは現地調査の報告についてでございますが、資料の2がございます。先日、宮城県登米市のほうにお邪魔しまして、私を含めまして8名、大変激しい雨の中、熱心に現地で創意工夫されている稲作経営農家2カ所と地域ブランド化に取り組んでいる事業者の方と3カ所を見せていただいて、大変有意義でありました。その後、地元の生産者の皆さん、11名の方との意見交換をさせていただいたんですが、これがまた生産調整の問題や経営支援、担い手、地域政策、食の安全、幅広い項目で大変白熱した議論になりまして、新幹線が間に合わなくなりましたものですから、それでとにかく遅らせても続けたいという委員の意向が、まさに地元の農家の皆さんの熱意がやはり伝わりまして、それでそのまま続けるというようなことをさせていただきました。大変そういう意味で現場の声を生で聞くことの意義というものを実感させていただいたのではないかと考えております。

そういう点を踏まえまして、今後についてちょっと事務局にもお願いしたいのは、新幹線を遅らせなくてもいいように、できますればもう少し余裕を持った時間設定で、意見交換の時間を長くとれますような日程の工夫をしていただけると、せっかくの機会ですので大変ありがたいかなと。もちろん、この霞が関でやる会議も、もう少し議論がゆっくりできるといいのかもしれませんが、それは皆さん大変お忙しい方々ですので難しい面もあろうかと思えますけれども、その点はちょっとお願いしたいと思います。

資料2について細かくはもう申し上げませんので、また見ていただいて、あと、一番最後の裏に書いてありますように、さらにもう少し詳しい議事概要をホームページのほうでも掲載していただいておりますので、是非ご一読いただければと思います。

この点について何か、出席されました委員の方とか、補足的に何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、大変時間が押していますので、若干5時をオーバーすることもお許しいただいて、もし時間のない方は、すみませんがご退席いただくということで、先週、農政改革特命チームの検討が再開されましたので、この検討経過と検討状況につきまして事務局の

から説明、ご報告をお願いいたします。

○大臣官房参事官 6月24日、先週水曜日に検討チームが開催されました。それは、その資料の3-1、2、3の資料に基づきまして議論なされましたので、その報告をさせていただきます。

特命チームは、4月17日に農政改革関係閣僚会合におきまして「農政改革の検討方向」が決定されたわけでございます。そこから約2カ月の間、特命チームの開催はお休みいただきまして、農林水産省において農政改革について検討を進めておったわけでございます。6月24日に開催された特命チームの会合では、その再開第1回の会合ということで、この間の農水省の検討の成果、すなわち宿題返しをいたしたというところでございます。

資料の3-2が、その農政改革の検討状況についてということで農水省がまとめた宿題返しでございます。子細に説明することは省略いたしますけれども、あけていただきまして2ページのⅡが検討項目と検討方向でございます。1番に食品の安全性の向上というのがございます。右側に掲げられておりますのが農林水産省の検討状況でございますが、掲げられております内容は、4月21日に企画部会におきまして食料に関する施策の課題について整理いただきました、それらに関連する事項でございます。

ずっとめくっていただきまして、6ページには担い手の育成・確保の話でありますとか、それから7ページには農地の問題、②番、③番、担い手と、それから農地の問題というのがございます。これらはまさに本日のメインテーマでございまして、茂木委員からJAグループにおける前向きな取組をご紹介いただいたご発言を皮切りに、委員同士のご議論なども含めまして非常に多岐にわたる貴重なご指摘、ご発言をいただいたというところでございます。それらに関係する話が整理されているというところでございます。

そして9ページは、4番が農業生産・流通に関する施策の在り方ということでございます。

そして、その次の10ページにも、5、農業所得の増大というのがございます。これらは6月1日の企画部会においてご議論いただいた内容に関係する話が整理されておるところでございます。

そして、ずっとあけていただきまして13ページでございます。6番に食料自給力問題というのがあるわけでございます。これは、7月末を予定してございますけれども、次回の企画部会においてご議論いただく予定の事項と、それに関連する事項が書いてございまして、次の15ページの農山漁村対策、これも次回の企画部会でご議論いただく予定の事項に

関係することが書いておるといふことでございます。

そして17ページは、8番、連携軸の強化というのがございます、これは本日を含めまして過去3回の企画部会で取り上げさせていただいた事項に関係することが書いてあるといふことです。

9番は新しい分野への挑戦と、その(2)重点プロジェクトの①に耕作放棄地解消プロジェクトなどがございます。これも本日の議論の中で出てきたものといふことでございます。

以下省略いたしますが、これらについて農林水産省から特命チーム会合におきまして説明いたしまして、特命チームで議論した後で、なお検討を要する事項があるといふことで、今後の特命チームの進め方について議論したところでございます。その結果、例えば農山漁村活性化対策などのように、農水省のみならず他省庁も含めた連携の下に検討することが必要な事項でありますとか、担い手対策、自給力、自給率をめぐる議論とか、農業所得の増大に向けた取組とか、新しい発想の下に時間を要する作業が必要となる事項につきましても、先に議論することとされたといふことでございます。この整理された進め方に沿って、近いうちに次回以降の会合を開いて引き続き議論を深めていくといふことを予定してございます。

特命チームの検討状況、先週の議論は以上でございますが、なお1点付言いたしますと、この企画部会におきましても、いずれ、これまで行っていただいた食料・農業・農村各分野についての政策課題、これを全体的に整理する議論をお願いしたいと事務局としては考えております。これはタイミングは次回の農村の議論の後になるだろうと思っておりますけれども、具体的な段取りや日程については、また部会長と相談させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

今ご説明いただきましたように、次回の企画部会で議論する事項といふことで、食料自給率の問題のところ、13ページですね。この点は是非見ておいていただきたいのですが、かなり踏み込んだ提案も出ておりますので、今の食料自給率の指標は不十分であるといふ下に補助的な指標も開発すると。今の農地がどういう状況で、人がどういう状況で、技術がどういう状況で、それによってどういうふうな生産が出てくるんだといふ、そのリンクをきちんとあらわす指標についても提案が出ておりますし、それからもう一つ、農山漁村対策については、産業政策としての農政と地域政策としての農政が、この2つが重要であ

るということ——これは 15 ページですね——地域コミュニティーの維持、所得機会・就業機会の確保、環境保全というのを 3 つのキーワードにして、不足項目を検証して現場で効果が実感される対策に再編するというので、現状の農地・水・環境保全対策とか中山間地の直接支払いは非常に有効であるけれども、これだけではカバーし切れない局面を他省庁とも協力しながらさらに拡充する。そのために地域マネジメント法人というものを支援するというような形で、かなり具体的な提案も出てきております。この辺りはまさに企画部会でもしっかりとどういうふうにすべきか、皆さんの意見が大変重要になってくるかと思っておりますので、是非お考えいただければと思います。それを補足としまして、この点、今の参事官からの説明も含めまして、よろしいでしょうか。この点についてはご報告ということで。

それでは、当部会としましても、夏の間取りまとめに向けまして特命チームの動き等とも連携しながら活発な議論をさらに行っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

もうそろそろ予定の時間——ちょうどですね。それでは、今後のスケジュールについて事務局から連絡事項だけお願いいたします。

○大臣官房参事官 先日の水田地域の現地調査に引き続きまして、次の現地調査を 7 月 13、14 日に行います。今回は中山間地域の調査ということで中国地方で調整いたしております。詳細が決まり次第プレスリリースいたしますとともに、委員の皆様には文書にてご案内申し上げます。

なお、次回の企画部会は、先ほども申し上げましたが、農村関係事項と自給率について議論していただきたいと考えております。日程につきましては、今月下旬の開催を予定しております。こちらにつきましても後日文書にてご案内申し上げますことといたしますので、よろしく願いいたします。

○鈴木部会長 それでは、本日はこれで閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後 5 時 0 0 分 閉会